

農林水産省 説明資料

(第2回再エネ主力電源化小委員会)

2026年6月24日

農林水産省
大臣官房環境バイオマス政策課

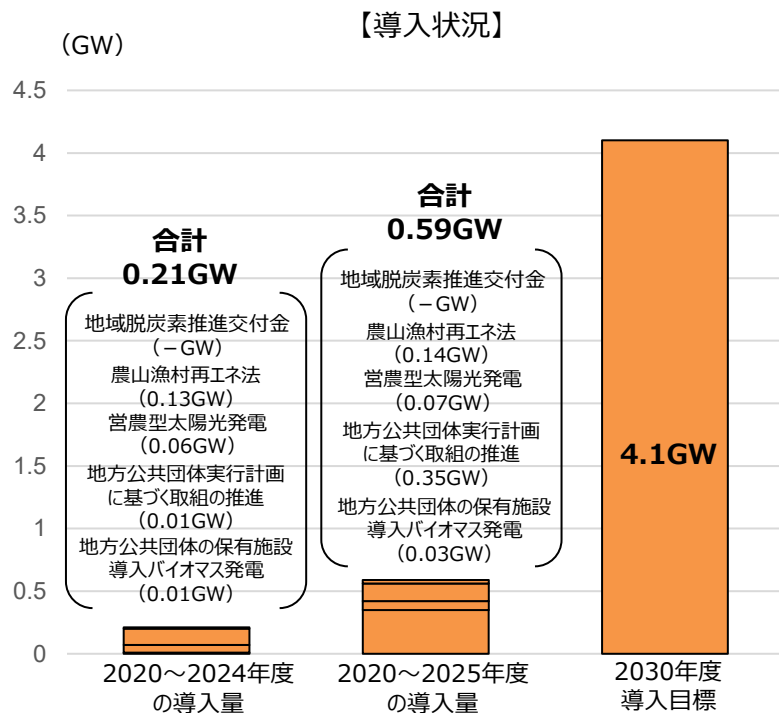
関係省庁による施策のフォローアップ

電源		施策	関係省庁名
太陽光		公共部門の率先実行 (6.0GW)	環境
		地域共生型太陽光発電の導入／地域共生型再エネの導入促進 (8.2GW)	★環境・農水
		空港の再エネ拠点化 (2.3GW)	国交
		民間企業による自家消費促進 (10.0GW)	環境
		新築住宅への施策強化 (3.5GW)	★国交・経産・環境
風力	陸上	環境アセスメントの対象の適正化等 (2.0GW)	★経産・環境
		改正温対法による促進 (0.6GW)	環境
		系統増強等 (2.0GW)	経産
	洋上	ハンズオンサポートの実施等 (再エネ海域利用法に基づく案件形成と公募の実施) (2.0GW)	★経産・国交
		系統増強等 (2.0GW)	経産
地熱		JOGMECによるリスクマネーの供給・先導的資源量調査や掘削技術開発の成果の共有等を実施 (0.3GW)	★経産・環境
		自然公園内を中心とした、JOGMEC自らが行う「先導的資源量調査」の実施等 (0.5GW)	★経産・環境
		旧ミックス達成に向けた施策強化 ※50億kWh	★経産・環境
水力		既存設備の最適化・高効率化/長時間流入量予測技術の活用等による効率的な貯水池運用の実施 ※80億kWh	★経産・国交
		旧ミックス達成に向けた施策強化 ※50億kWh	★経産・国交・農水
バイオマス		国産木質バイオマス利活用の拡大やバイオマス燃料の持続可能性確保 (0.08GW)	★経産・農水
		廃棄物発電の導入加速 (0.6-0.7GW)	環境

【施策】 地域共生型再エネの導入促進（4.1GW）
【省庁】 環境省・農林水産省

(注) 地域共生型の太陽光発電の関係施策は、
 ①地域共生型太陽光発電の導入（環境省）（4.1GW）
 ②地域共生型再エネの導入促進（環境省・農水省）（4.1GW）
 である（合計8.2GW）が、このページでは、**②をフォローアップ**。

【ミックス策定から現在までの取組内容】



※上記の「2020~2025年の導入量」には、2019年度末時点でFIT認定済の事業を含む。

【導入量の把握方法】

- 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく導入量（2020~2024年度）（農林水産省調査）
- 営農型太陽光発電の導入量（2020~2025年度）（資源エネルギー庁調査）
- 「地域脱炭素の推進に関する状況調査」

【環境省】

- 2022年度に**地域脱炭素化促進事業制度**が施行。2025年には、**都道府県が市町村と共同で促進区域を設定できるよう改正**。地方環境事務所による**伴走支援、各種技術的支援、ゾーニングに係る財政支援**を実施。2026年3月時点で、**79自治体が促進区域を設定（うち、水力：8自治体、バイオマス：8自治体）**
- **地方公共団体実行計画**に基づく再エネ導入施策（単独補助金等）の実施を後押し。（地方公共団体の単独補助金による導入等。太陽光を除く）**（0.35GW）**
- **株式会社脱炭素化支援機構（JICN）**による支援（8件）

【農林水産省】

- **農山漁村再エネ法**を活用し、農山漁村の活性化、地域の活力の向上に資する地域共生型の再エネ導入を促進。**2020~2024年度にFIT/FIP認定された導入件数は12件（うち、太陽光、風力、水力：各1件、バイオマス：9件）（0.14GW）**
- 営農型太陽光発電について、**2020~2025年度までの導入件数は1,192件（資源エネルギー庁調査）（0.07GW）**

【更なる導入拡大に向けた課題と今後の取組】

【環境省】

【課題①】地域共生型の再エネ導入の更なる促進

- 以下の取組を通じて、今後更なる地域共生型再エネ（太陽光以外の再エネ種を含む）の導入促進を進める。
- ✓ **地域脱炭素推進交付金**を通じた再エネ導入（小水力、バイオマス、地熱）
- ✓ **地域脱炭素化促進事業制度**の活用推進
- ✓ **民間金融と連携したファンドの設置等**、脱炭素化支援機構（JICN）による更なる支援 等
- **営農型太陽光発電について、優良事例の展開と科学的知見の充実。**
- 地方公共団体への**専門人材派遣プールを拡充**するとともに地域での**人材マッチング**を強化する。

【農林水産省】

【課題②】農山漁村における地域共生型、地産地消型の再エネ導入の更なる促進

- 農山漁村地域の活性化等に資する再エネの導入のためには、農林漁業者や市町村担当者の地域共生型再エネの取組に対する理解醸成が必要であることから、以下の取組を通じて、農山漁村地域の地域共生型、地産地消型の再エネ導入の更なる促進を図る。
- ✓ **農林漁業を核とした循環経済地域の構築**の取組支援
- ✓ 農林漁業者や市町村等からの問合せに係る**ワンストップ**での受け付け
- ✓ 再エネ導入に関する**専門家による相談対応**
- ✓ **セミナー、関係者の人材育成等**の開催

【課題③】望ましい営農型太陽光発電の明確化及び不適切な取組への厳格な対応

- 営農に支障が生じるなどの不適切な事例が散見されるなか、**推進すべき望ましい営農型太陽光発電の考え方を明確化**し、一時転用許可の条件として位置づけることで、適切な導入を図る。

食料・農業・農村基本計画について

- 令和6年6月に改正された食料・農業・農村基本法に基づき、令和7年4月11日、食料・農業・農村基本計画が閣議決定されたところ。
- 再生可能エネルギー関連の記述は以下のとおり。

● 食料・農業・農村基本計画 抜粋 ①

③ 農林漁業循環経済地域の創出

・ バイオマスは、電気・熱、燃料への変換によるエネルギー利用や、プラスチック等の素材としてのマテリアル利用が可能であり、再生可能エネルギーとともに、**環境と調和のとれた持続可能な農林漁業の実現、地方創生や農山漁村の活性化、地球温暖化の防止、循環型社会の形成**といった我が国の抱える課題の解決に寄与するものである。

このため、先導地域を核として、**地域の未利用資源等を活用した「農林漁業 循環経済地域」を全国に創出し、地域のバイオマスや再生可能エネルギーを地域の農林漁業関連施設や農業機械等で循環利用する、資源・エネルギーの地産地消の取組を推進**する。

ア) バイオマスの利用推進

これまで、**バイオマス活用推進基本計画**（令和4年9月閣議決定）に基づき、**バイオマスプラントの導入やバイオ燃料製造に係る支援、バイオマス産業都市の構築**（2024年度末：**104市町村**を選定）等を推進してきており、バイオマスの利用率は2021年度において約76%となっているが、更なる利用拡大が必要である。一方、持続可能な航空燃料（**SAF**）については、「航空脱炭素化推進基本方針」（令和4年12月策定）において、**2030年に本邦航空運送事業者による燃料使用量の10%をSAFに置き換える目標**が位置付けられている。このため、バイオマス産業都市の取組の推進や、地産地消型バイオマスプラントの施設整備、耕畜連携の推進等により、地域特性に応じて電気、熱、マテリアル、燃料等としてのバイオマス利用を進める。地域の農林漁業関連施設や農業機械等への燃料利用については、「**農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律**」（平成20年法律第45号）による**農林漁業者とバイオ燃料製造事業者の連携の促進**や、**資源作物の栽培実証**等を進めるとともに、SAFについては、関係省庁と連携して国産原料による製造や廃食用油の回収方法等の検討を進める。

食料・農業・農村基本計画について

● 食料・農業・農村基本計画 抜粋 ②

イ) 再生可能エネルギーの利用推進

農山漁村における再生可能エネルギーは、相談窓口の設置や営農型太陽光発電のモデル的取組の支援等により、2023年度の経済規模は774億円となり、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針」（平成26年5月制定、令和3年7月一部改正）における2023年度目標である600億円を達成した。

一方、太陽光発電のFIT調達価格は、10円/kWh程度まで下落しているほか、出力制御エリアは全国に拡大しており、今後はこれまでのような売電収入は見込めないため、FIT/FIPのみに依存しない、再生可能エネルギーの農山漁村への導入推進や先進技術の導入が課題となっている。

このため、太陽光やバイオガス等の再生可能エネルギーを地域の農林漁業関連施設等で活用する地産地消の取組のモデルの構築や普及、エネルギーを地域全体で管理し効率的に活用する農山漁村エネルギーマネジメントシステム（VEMS）の導入を推進するとともに、次世代型太陽電池（ペロブスカイト）などの導入効果の検証等を行う。また、営農型太陽光発電については、望ましい取組を整理するとともに、適切な営農の確保を前提に市町村等の関与の下、地域活性化に資する形で推進する。

くわえて、農業水利施設を活用した小水力等発電について、優良事例の横展開、関連施策の周知等により導入を促進する。

● 目標・KPI(2030年) 抜粋

- ・ バイオマス利用率（80%）
- ・ 農林漁業循環経済の構築に取り組む地域数（100件創出）

農山漁村再生可能エネルギー法の基本方針の改正

- 第7次エネルギー基本計画において、「農山漁村再生可能エネルギー法※等を通じたエネルギーの地産地消を積極的に推進」することとされたところ。
- 農山漁村再生可能エネルギー法においては、国による「基本方針」の策定を規定。
- 食料・農業・農村基本計画の策定や第7次エネルギー基本計画の見直し等を踏まえ、令和7年5月に「基本方針」を改正。

※農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）

1. 現状、課題等

○エネルギー政策をめぐる情勢

- 再エネの主力電源化にあたり、FIP制度の更なる活用、地域に賦存する再生可能エネルギーの地産地消を推進。
- 国民負担の抑制を図り、自律的に導入が進む状態を早期に実現していく。FIT・FIP制度を前提としないビジネスモデルを推進。

○基本方針に定める目標

- 現行の目標（経済規模600億円）については、2023年度末で774億円と達成しており、新たな目標設定が必要。
- FIT価格が引き下げられる中、金額ではない新たな目標設定が必要

○営農型太陽光発電について

- 営農が疎かになっている事例が見られる中、営農と発電を両立する取組の導入を促進する必要。

2. 基本方針の改正のポイント

（1）再エネの地産地消に関する取組の強化

- 地域のバイオマスや再エネを、地域の農林漁業関連施設等で活用する「農林漁業循環経済先導地域」を創出し、資源、エネルギーの地産地消の取組を推進する。

（ 今後は、売電利益の一部を活用して農山漁村の活力向上を図るモデルにとどまらず、再生可能エネルギーの多様な価値（利益）を地域にもたらすモデルの構築を推進する。 ）

（2）新たな目標の設定

2030年度目標

- 本法に基づく取組を200地域以上（2024年度末：112）
- 再エネの地産地消に取り組む地区数を100以上創出

（ 小水力、バイオマス等の地産地消型再エネ導入を推進
2025年度からの地区数を集計：現在集計中 ）

（3）望ましい営農型太陽光発電の整理

営農と発電が両立する「望ましい営農型太陽光発電」について整理し、その導入を促進。

農山漁村再生可能エネルギー法の概要

- 農山漁村に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用した再生可能エネルギー発電を促進し、地域の所得向上等に結びつけていくことが必要。
- 食料供給や国土保全等の農山漁村が有する重要な機能の発揮に支障を来すことのないよう、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギーの導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進することが重要。

取組の枠組みを構築

**「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」
（農山漁村再生可能エネルギー法）が平成25年11月に成立。平成26年5月に施行。**

【法の趣旨】

農山漁村において**農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進**するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギー供給源の多様化に資するための制度を創設する。

【概要】

1. 基本理念

- 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、**地域の関係者の相互の密接な連携の下に**、地域の活力向上及び持続的発展を図ることを旨として行わなければならない。
- 地域の**農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びにその周辺の水域の確保**を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

2. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進に関する計画制度

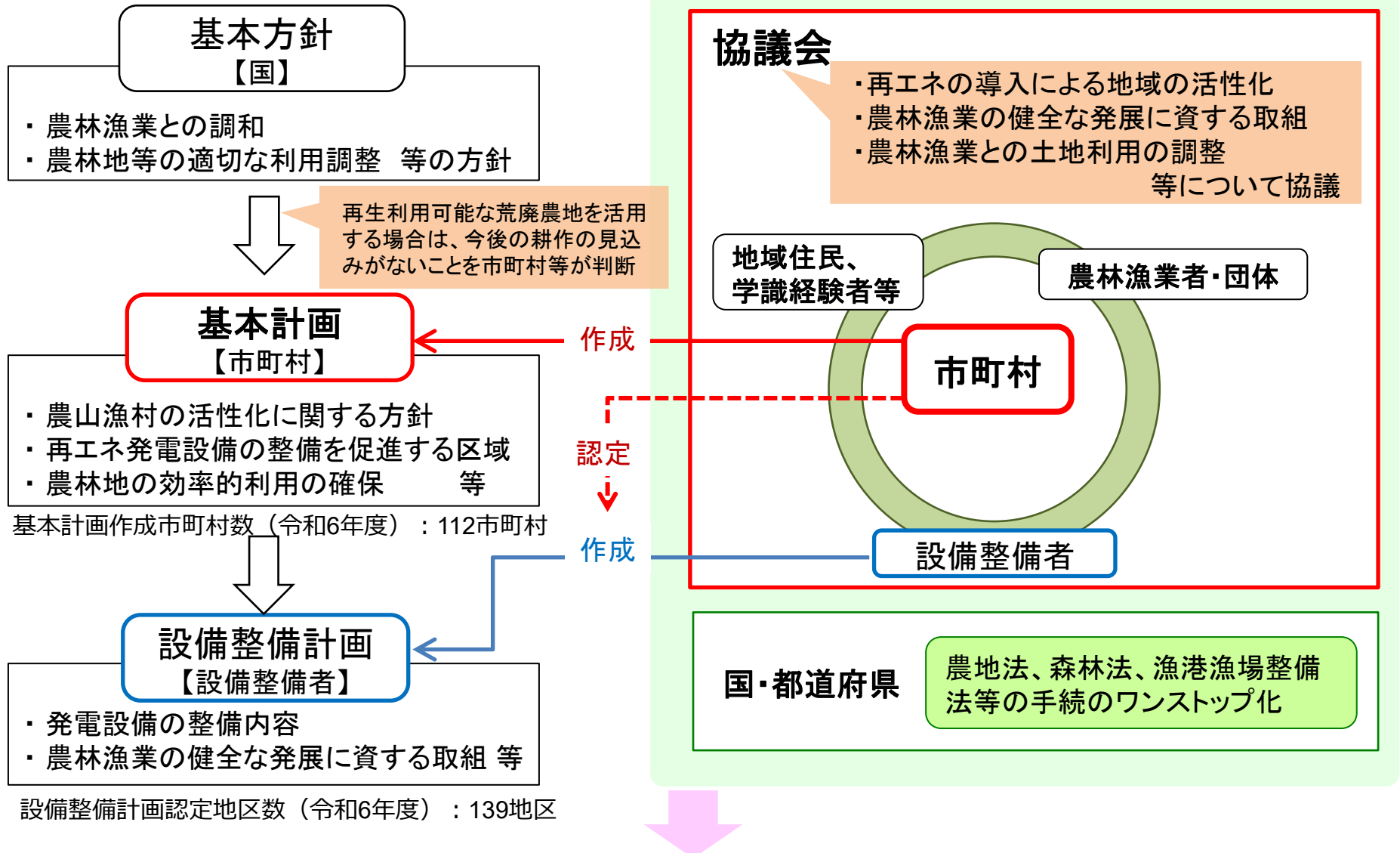
3. 認定を受けた設備整備計画に係る特例措置

関連法の許可または届出の手続きのワンストップ化 等

4. その他

- 国・都道府県による市町村に対する情報提供、助言その他の援助
- 計画作成市町村による認定設備整備者に対する指導・助言

再生可能エネルギー発電の促進に関する計画制度



農山漁村の再生可能エネルギーの導入に向けた取組を推進

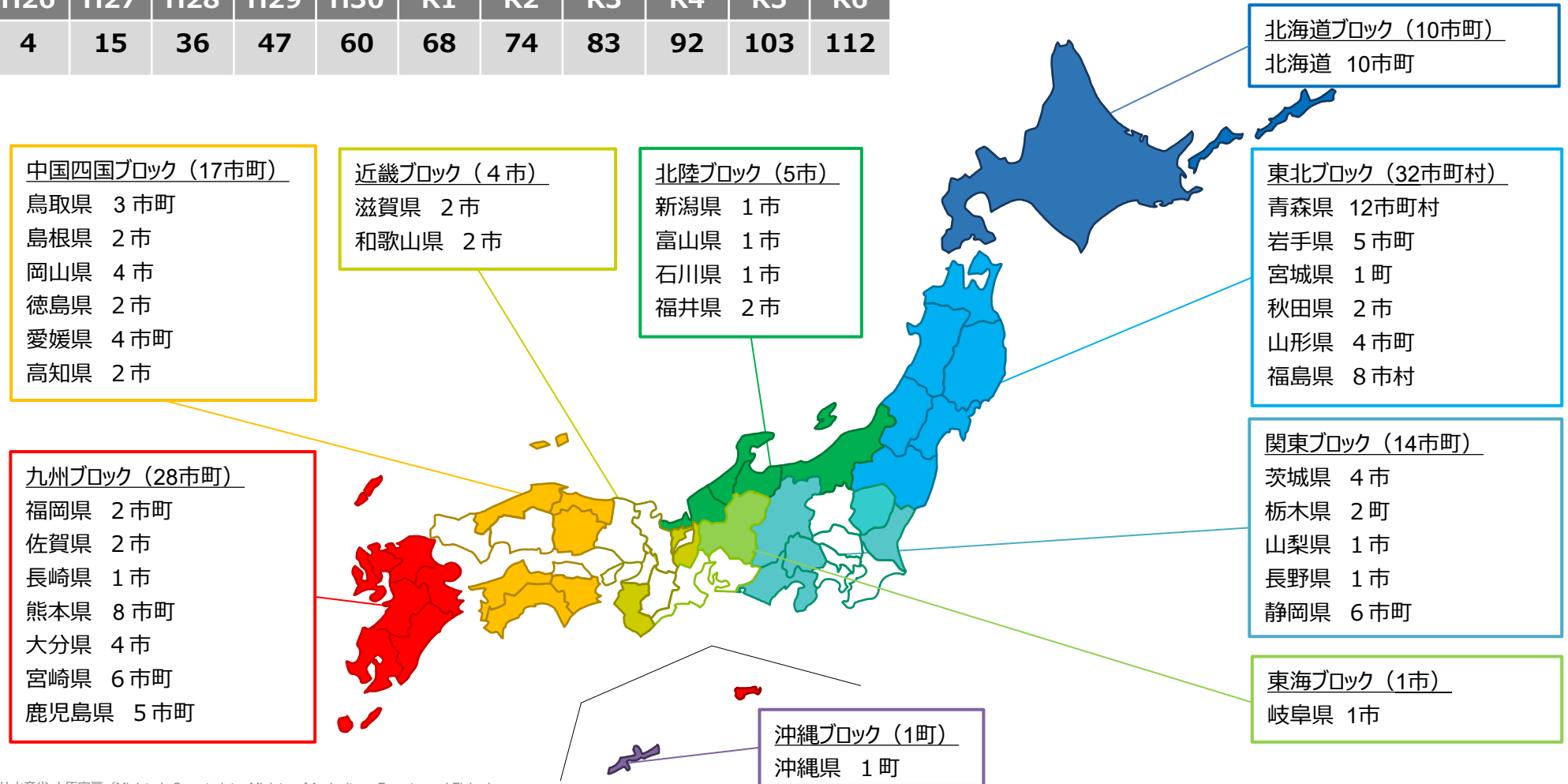
農山漁村再生可能エネルギー法の実施状況（基本計画）

- 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画について、令和6年度末時点で33道県112市町村で作成。
- ブロック別では、東北ブロックで32市町村で最も多く、全国で同計画に基づき農林漁業の健全な発展に資する取組が行われている。

各年度の基本計画作成数(累計)

(令和7年3月末現在、農林水産省調べ)

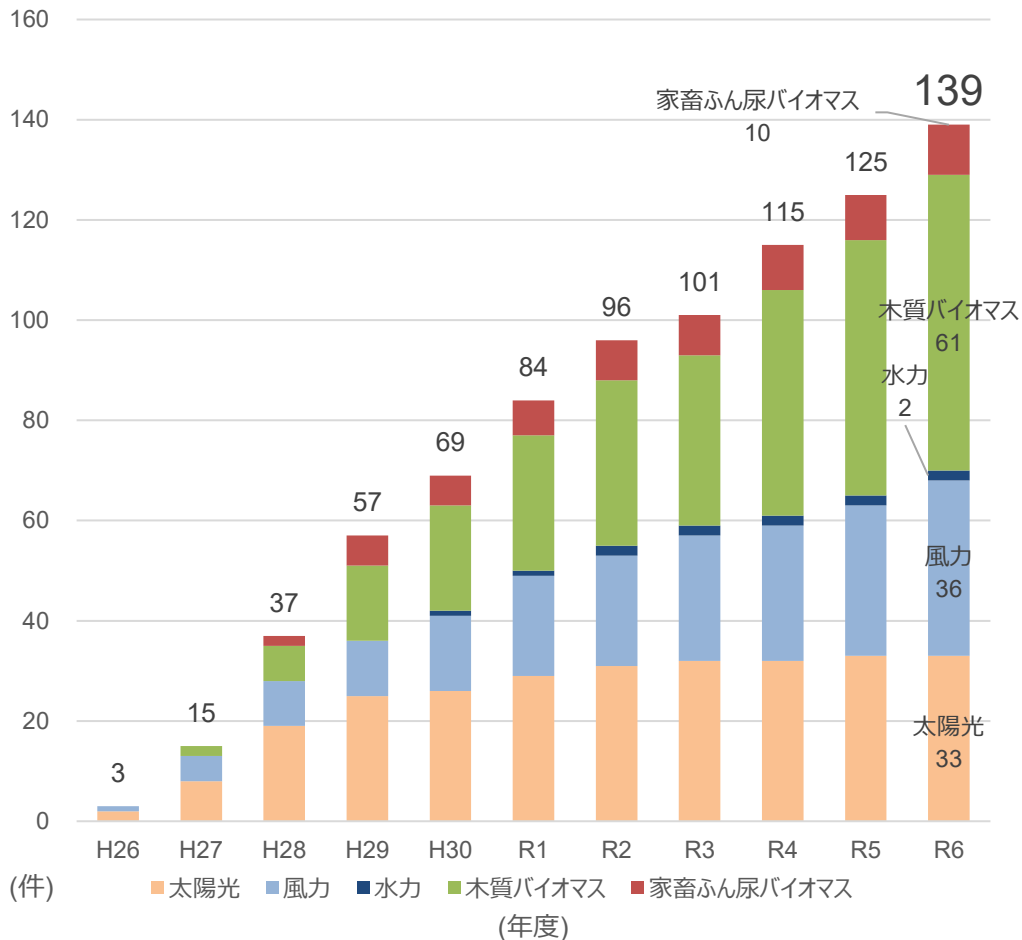
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
4	15	36	47	60	68	74	83	92	103	112



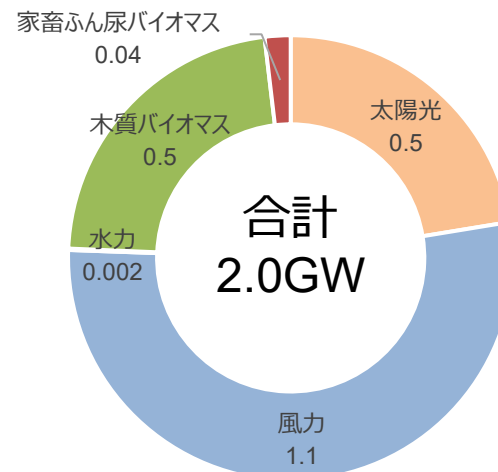
農山漁村再生可能エネルギー法の実施状況（設備整備計画等）

- 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画について、令和6年度末時点で139地区で作成。
- 設備整備計画認定数の内訳をみると、木質バイオマス発電設備が最も多い。
- 設備整備計画の発電出力については、風力発電設備が全体の約5割を占めている。

○設備整備計画の認定状況（累計・発電種別）



○発電出力の内訳(設備整備計画認定分) (GW)



○農地転用不許可の例外の活用状況

	第1種農地の転用がある認定済整備計画	左記のうち第1種農地の転用面積
太陽光	21件	312ha
風力	23件	18ha
水力	1件	0.04ha
木質バイオマス	3件	5ha
家畜ふん尿バイオマス	2件	2ha
合計	50件	336ha

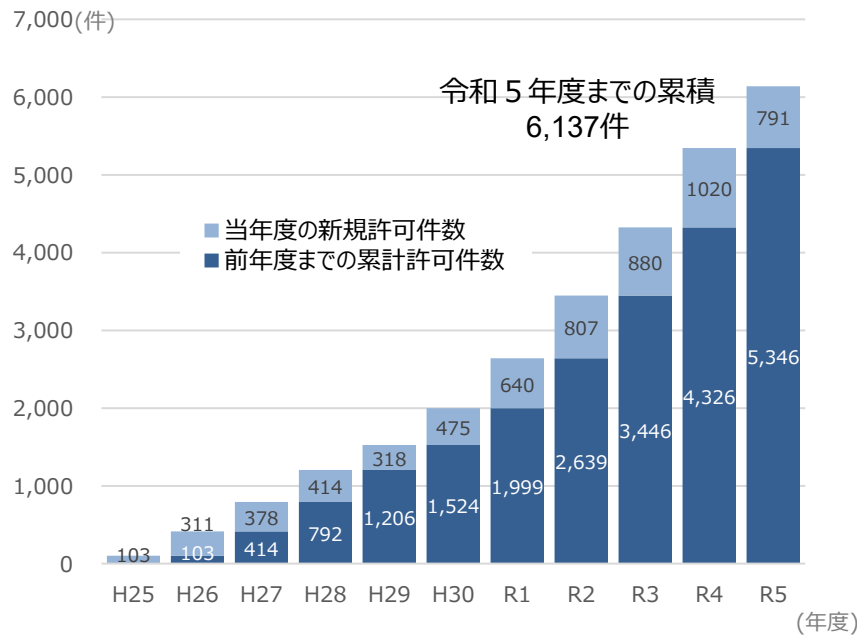
※1 複数電源種を位置付けている設備整備計画があるため全体数と電源種ごとの合計は一致しない。

※2 令和6年度集計において過年度実績においても一部修正。

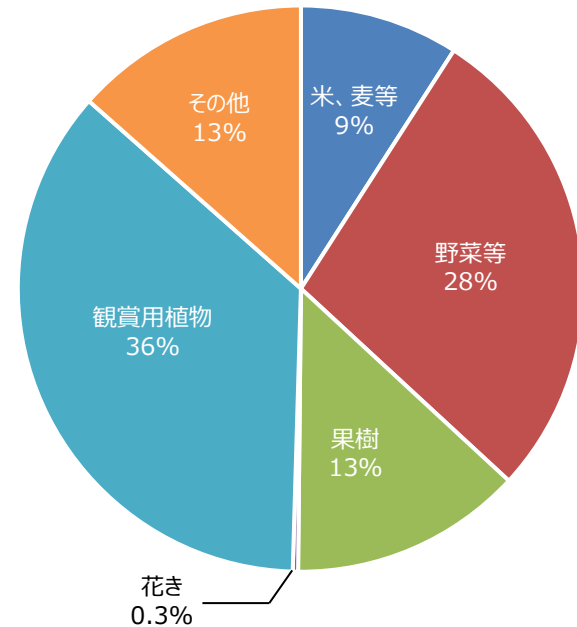
営農型太陽光発電の取組状況

- 営農型太陽光発電設備を設置するための農地転用許可実績は、令和5（2023）年度までに6,137件、1361.6ha。
- 太陽光発電設備下部の農地で生産されている農作物は様々。

営農型太陽光発電設備を設置するための農地転用許可件数



下部農地での栽培作物
(件数ベース)

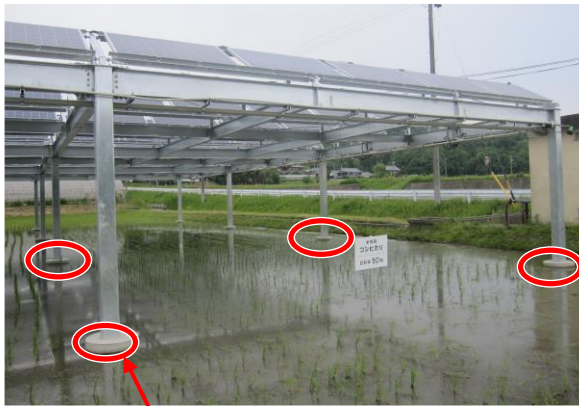


資料 | 営農型太陽光発電設備設置状況等について（令和4年度末現在）（令和6年10月農林水産省農村振興局）を基に作成

営農型太陽光発電の現状と課題

- 営農型太陽光発電は、**農地に支柱**を立てて**上部空間に太陽光パネル**を設置し、農業生産と発電を両立する仕組み（農地の**一時転用許可**が必要）
- 営農型太陽光発電のうち**約2割以上**が太陽光パネルの**下部農地での営農に支障**が発生

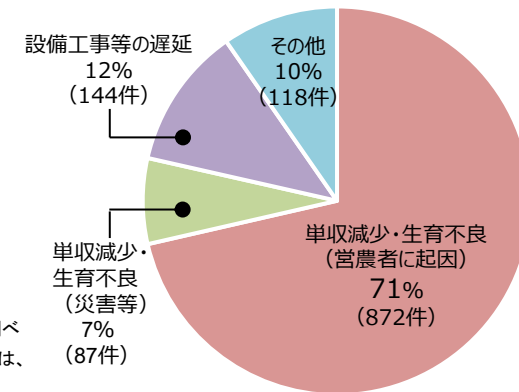
営農型太陽光発電のイメージ



支柱の基礎部分が、一時転用許可の対象

下部農地での営農への支障の割合

営農型太陽光発電設備数 (R4年度末)	5,167件
うち支障あり	1,221件
割合	24%



資料：農林水産省農村振興局農村計画課調べ
注：令和4年度に許可を受けたものの多くは、施設整備が未完了であることから除外

一時転用許可実績（新規許可のフロー）

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	合計
新規許可件数	103件	311件	378件	414件	318件	475件	640件	807件	880件	1020件	791件	6,137件
下部農地の面積	16.3a	53.5ha	85.3ha	161.2ha	79.9ha	151.4ha	165.9ha	132.2ha	141.9ha	231.8ha	141.7ha	1,361.5ha

資料：農林水産省農村振興局農村計画課調べ

不適切な営農型太陽光発電の事例

【事例①】



【事例②】



食料・農業・農村基本計画における営農型太陽光発電の記載

- 令和6年6月に改正された食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村政策審議会企画部会にて、食料・農業・農村基本計画の議論が進められ、4月11日（金）に閣議決定されたところ。
- 同計画において、営農型太陽光発電は望ましい取組を整理するとともに、適切な営農の確保を前提に市町村等の関与の下、地域活性化に資する形で推進することとなっている。

● 食料・農業・農村基本計画 抜粋

イ) 再生可能エネルギーの利用推進

農山漁村における再生可能エネルギーは、相談窓口の設置や営農型太陽光発電のモデル的取組の支援等により、2023年度の経済規模は774億円となり、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針」（平成26年5月制定、令和3年7月一部改正）における2023年度目標である600億円を達成した。

一方、太陽光発電のFIT調達価格は、10円/kWh程度まで下落しているほか、出力制御エリアは全国に拡大しており、今後はこれまでのような売電収入は見込めないため、FIT/FIPのみに依存しない、再生可能エネルギーの農山漁村への導入推進や先進技術の導入が課題となっている。

このため、太陽光やバイオガス等の再生可能エネルギーを地域の農林漁業関連施設等で活用する地産地消の取組のモデルの構築や普及、エネルギーを地域全体で管理し効率的に活用する農山漁村エネルギーマネジメントシステム（VEMS）の導入を推進するとともに、次世代型太陽電池（ペロブスカイト）などの導入効果の検証等を行う。また、**営農型太陽光発電については、望ましい取組を整理するとともに、適切な営農の確保を前提に市町村等の関与の下、地域活性化に資する形で推進する。**

くわえて、農業水利施設を活用した小水力等発電について、優良事例の横展開、関連施策の周知等により導入を促進する。

望ましい営農型太陽光発電に関する検討会

- 基本計画に基づき、今後導入を推進する価値のある「望ましい営農型太陽光発電」の考え方を具体的に整理するため、有識者による「望ましい営農型太陽光発電に関する検討会」を設置。
- 本検討会は 農林水産省 大臣官房技術総括審議官 兼 農林水産技術会議事務局長 が招集するものとして、学識経験者や農業委員会関係者、農業者を参集し、全6回開催。

【開催実績】

回	開催日	議題
第1回	令和7年5月29日(木)	営農型太陽光発電の現状等について、取組紹介
第2回	令和7年6月10日(木)	研究内容等紹介、意見交換
第3回	令和7年6月30日(月)	意見交換（品目、生産性）
第4回	令和7年7月16日(水)	意見交換（生産者、地域共生）
第5回	令和8年1月23日(金)	意見交換（望ましい営農型太陽光発電の考え方（案）について）
第6回	令和8年4月15日(水)	意見交換（関連制度見直しの方向性等について）

【委員名簿】

委員氏名	主要現職
石井 雅久	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究部門 資源利用研究領域 農業施設グループ 主席研究員
伊藤 俊彦	株式会社ジェイラップ 代表取締役
稲垣 照哉	一般社団法人全国農業会議所 相談役
加藤 洋一郎	東京大学大学院 農学生命科学研究科 農学国際専攻 教授
椿 茂雄	株式会社匠瑳おひさま畑 共同代表取締役 / 市民エネルギーちば 共同代表取締役
馬上 丈司	千葉エコ・エネルギー株式会社 代表取締役

- 国が営農型太陽光発電のあるべき姿を明確化し、地方公共団体等がそれに沿って適否を判断できるようにすることで、営農型太陽光発電の適正化を図る。

望ましい営農型太陽光発電の考え方

営農型太陽光発電の基本理念

- 適切な営農の継続を大前提として、特例的に農地一時転用を認めるものであること
(規定の収量減少のおそれがなく、発電設備は簡易な構造で容易に撤去できるものであること)
- 将来にわたって、農地の食料生産基盤としての機能が維持され、食料安全保障の確保に資する取組であること
- 農業者の所得向上や経営発展に資する取組であること
- 地域と共生し、地域活性化に資する取組であること

基本理念実現のために求められる営農型太陽光発電の形状・形態

- ① **営農に関すること**
 - ・(営農者)地域計画に位置づけられた者であること
 - ・(営農者)栽培する品目について50万円以上の生産・販売実績等を有している者であること
 - ・(品目)地域で栽培され、販売ルートが確立している品目であること
(米・麦・大豆は一定の遮光環境下でも適切な栽培管理を前提に規定の単収を確保することが可能)
 - ・(品目)原則毎年収穫可能な品目であること 等
- ② **発電設備に関すること**
 - ・遮光率が30%未満であること
 - ・機械作業に支障がないものであること (最低地上高3m以上、支柱間隔4m以上) 等
- ③ **地域との共生に関すること**
 - ・地域の農業者や周辺住民をはじめとした地域の合意が得られていること
 - ・発電事業者から営農者等に対し適正な利益還元を行うこと
 - ・土地改良事業の施行や農業経営の規模拡大等の施策の妨げになるおそれがないこと
 - ・撤去費用の確保が確実であること 等

制度見直しの検討方向

- 望ましい営農型太陽光発電の考え方を「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づく基本方針に明記し、国としての考え方を明確化
- ▼
- 地方公共団体等が、国の基本方針に沿って望ましい営農型太陽光発電の適否を判断できるよう関連制度を見直し



営農型太陽光発電の適正化

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本方針（告示）改定案概要

R8.4.15
第6回検討会資料より抜粋

1 営農型太陽光発電の基本理念

営農型太陽光発電は、適切な営農の継続を大前提として、農地に簡易な構造で、かつ、容易に撤去できる支柱を立てて、特例的に農地を一時転用し、上部空間に太陽光発電設備を設置するものである。また、下部の農地において栽培する農作物の単位当たりの収穫量（単収）が、同一市町村区域内の同じ年産の平均的な単収と比較して、概ね2割以上減少するおそれがないものとする必要がある。加えて、次に掲げる取組とする必要がある。

- ・将来にわたって、農地の食料生産基盤としての機能が維持され、食料安全保障の確保に資する取組であること。
- ・農業者の所得向上や経営発展に資する取組であること。
- ・地域と共生し、地域活性化に資する取組であること。

2 基本理念実現のために求められる営農型太陽光発電の形状・形態

(1) 営農に関すること

- a 営農者・地域計画において10年後の農業を担う者として位置づけられていること。
- ・栽培に必要な労働力が確実に確保されていること。
 - ・栽培品目について、50万円以上の生産・販売実績等を有しているなど、業としての農業の持続性が確保されていること。
- b 品目
- ・栽培する農作物が、地域で一般的に栽培され、一般的な販売ルートが確立している品目であること。また、「一般的な販売ルート」には、一般的に市場価値が認められないものを発電事業者等が買い取る場合は含まれないことに留意すること。なお、これまでの実証研究等によると、米、麦、大豆は、(2)に掲げる遮光環境下であっても、適切な栽培管理を前提に、1に掲げる単収を確保することが可能である。
 - ・原則毎年収穫可能な品目であること。作物の性質上やむを得ない場合であっても、3年以内に計画収量を確保できる品目であること。

(2) 発電設備に関すること

- ・設備の遮光率が30%未満であること。ただし、遮光率での判定が困難な設備は、作物の生育期間を通じてほ場の全ての地点で日射量の減少が20%未満であること。
- ・ほ場からの最低地上高が概ね3メートル以上、かつ、農業機械の進行方向に対して支柱の間隔が概ね4メートル以上確保されていること。（定義等をより詳細に記載予定）

(3) 地域との共生に関すること

- ・地域における協議会等及び地域計画の協議の場において合意が得られていること。
- ・発電事業者から営農者等に対し、適正な利益還元が行われること。（減収額等以上の水準で発電事業者、営農者間での協議・合意が必要な旨をガイドラインに記載）
- ・保険加入等、設備の損壊等による第三者への損害に対する補償が確実であること。
- ・虫食い状の設置など、土地改良事業の施行や農業経営の規模拡大等の施策の妨げになるおそれがあるものでないこと。
- ・撤去費用の確保が確実であること。

3 基本計画の作成に関する留意事項

市町村は、営農型太陽光発電設備を基本計画に含め、同設備の設備整備計画を認定しようとする場合は、1, 2の考え方に従うものとする。

なお、公的機関による複数年の試験栽培結果等の科学的根拠の提示により基本理念の着実な実現が確保される場合には、国及び都道府県の助言に基づき、2について市町村が農業・農村の振興の方針や経営形態の特色・多様性に応じて特例的な対応を定めることができる。また、都道府県の機関と試験的栽培を行う場合も、同様に特例を設けることができる。

4 設備整備区域

位置等からみて、営農型太陽光発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められる区域であること。特に農用地区域内農地においては、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないよう、以下の事項に留意すること。

- a 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
- b 農業振興地域整備計画に位置付けられた土地改良事業等の施行や農業経営の規模の拡大等の施策の妨げとなるおそれがないこと。

また、営農型太陽光発電は単収及び作業効率の低下を招くおそれや、将来的な土地改良事業の施行や農業経営規模拡大に影響を及ぼすおそれがあることなどを踏まえ、良好な営農条件を備えた農地を確保する観点等から営農型太陽光発電の設置が適当でないと市町村が判断した農用地区域内農地を設備整備区域に含めることはできない。

5 設備整備計画の認定に関する留意事項

市町村は、申請に係る農地の一時転用期間が10年以内かつ適切であるか、栽培実績書及び収支報告書が毎年度確実かつ適切に提出されるか等を確認した上で認定の是非を判断する。なお、設備整備計画の認定に際し、必要に応じて国及び都道府県の助言等を受けることができる。

6 協議会の運営に関する留意事項

発電される電気の需要家が特定されている場合、当該需要家を構成員とすることについて特に留意するものとする。

7 国による施策の総合的な推進

技術的知見が求められる営農型太陽光発電に関する取組が行われる場合は、国は、相談窓口を通じたきめ細やかな情報提供や助言等に努めるものとする。

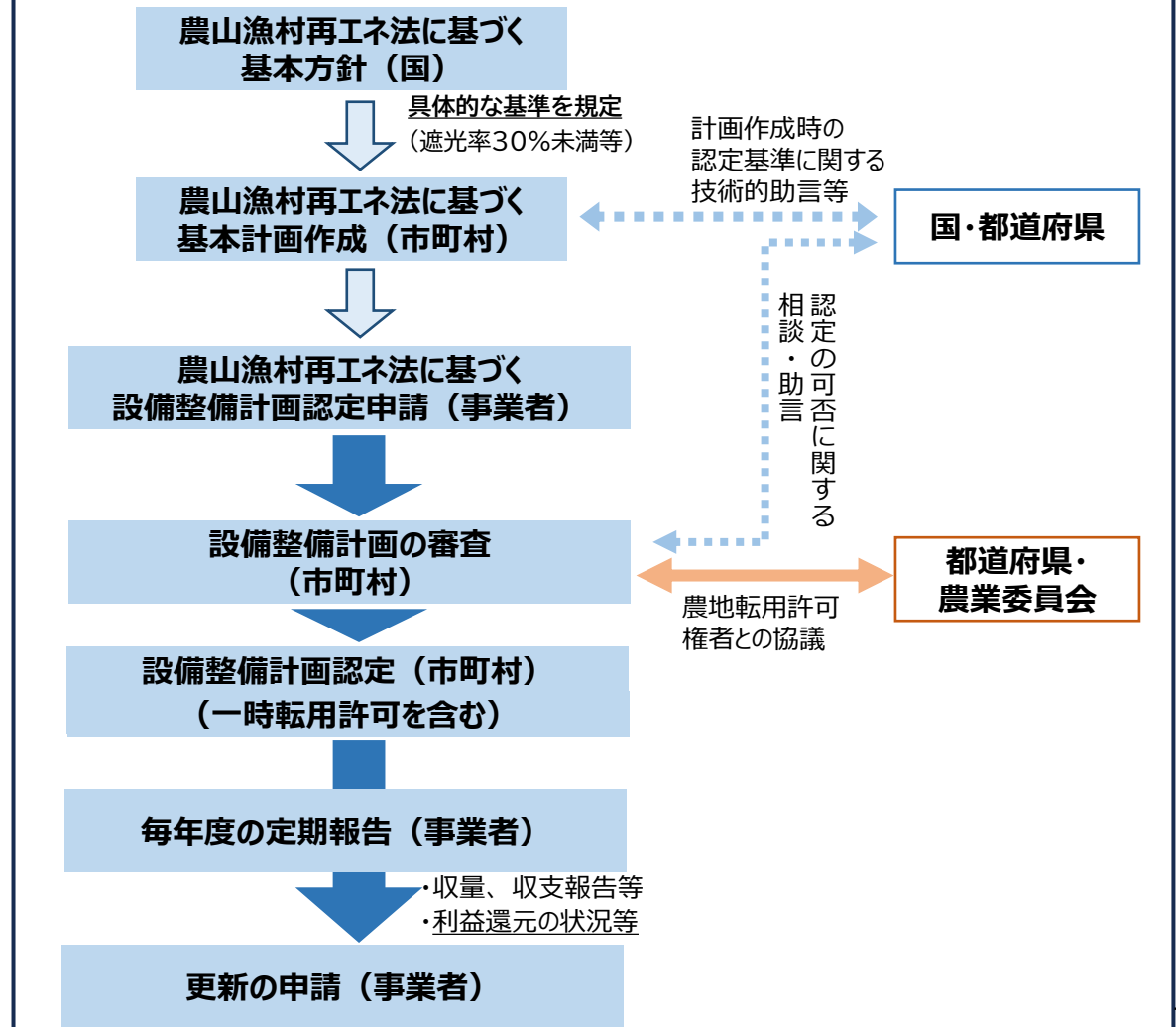
新たな制度の手続きフローについて

- 望ましい営農型太陽光発電に適合することについて、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく認定を受けることを一時転用許可の条件として位置づけることで、農地法単独では考慮することが難しい地域共生等の観点を営農型太陽光発電の制度として組み込み、適切な導入を図る。

【現行制度(農地法)】



【新たな制度(農地法+農山漁村再エネ法)】



- 農地法に基づく取扱いから、農地法及び農山漁村再生可能エネルギー法に基づく取扱いとするため、関係規定を改正。

項目	現行規定の内容	規定改正の方向性
望ましい営農型太陽光発電の考え方	(規定なし)	農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本方針（告示） に規定 (詳細は P 14)
農地転用不許可の基準	単収がおおむね二割以上減少するおそれがある場合等は 不許可 (農地法施行規則)	農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画の認定の見込みがない場合は不許可 (農地法施行規則) ※現行の単収要件等は農山漁村再生可能エネルギー法基本方針に規定
農振農用地における取扱い (設備整備区域)	営農型太陽光は一時転用として扱われており、一時転用は農振農用地を含め転用可 (農地法施行令、同施行規則)	望ましい営農型太陽光発電に限り、農振農用地を含め設備整備区域を設定できるよう規定（農地法上は一時転用） (農山漁村再生可能エネルギー法施行規則)
設備整備計画の内容、添付書類、報告様式等	農地法施行規則 に規定	利益還元の取組や販売先等について新たに記載するよう、 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画の認定に関する省令 に規定

法の不遡及の原則等を踏まえ、既存事業者については、現在の基準を適用させることが基本となるが、最大限、厳格に対応する。

1. 新たな基準への適合促進

現在の基準（農地法省令）

- ① 下部農地での営農の適切な継続が確実か
 - ▶ 生産された農作物の品質が著しく劣化しないか
 - ▶ 平均的な単収より2割以上減収しないか
- ② 毎年の栽培実績及び収支報告が適切に行われるか
- ③ 農作物の生育に適した日照量が保たれるか
- ④ 効率的な農業機械等の利用が可能な高さ（最低地上高2m以上）であるか

等

新たな基準（案）（農山漁村再エネ法基本方針）

再許可時の許可基準に追加

- ア 栽培に必要な労働力が確実に確保されていること
- イ 栽培品目について、50万円以上の生産・販売実績等を有しているなど、業としての農業の持続性が確保されていること
- ウ 栽培農作物が、地域で一般的に栽培され、市場価値があり、一般的な販売ルートが確立していること
- エ 原則毎年収穫可能な品目であること。やむを得ない場合でも3年以内に計画収量を確保できること

「望ましい取組」として明確化

- オ 営農者が地域計画において、10年後の農業を担う者として位置づけられていること
- カ 発電設備の遮光率が30%未満（遮光率での判定が困難な設備は日射量の減少が20%未満）
- キ ほ場からの最低地上高が概ね3m以上、かつ、支柱の間隔が概ね4m以上確保されていること
- ク 発電事業者から営農者等に対し、適正な利益還元が行われること

等

2. 国主導の取締り強化等

- 都道府県と一体となって対応する国の審査/現地調査の対象の下部農地面積を4haから2haに引き下げ
- 勧告・命令の判断基準の明確化
例：実績報告書の未提出、是正の指導に従わない、2年以上継続して収量要件を大幅に下回っている、営農計画どおり収穫が行われない 等
- 国に報告された栽培実績データのほか、衛星データも活用し、不適切案件を捕捉し勧告・命令相当であることを自治体へ通知
- 勧告を受けてから所要の期間内に改善が見られない者による再許可申請は不許可とする運用方針の明確化
- 一時転用許可期間の短縮によるチェックの強化

等

- 国も、許可権者等（都道府県・市町村・農業委員会）と一体となって、不適切事案への取締りに関与。

実績報告書の提出 不適切事案の指導

国も監視に協力

- 年1回の書面による確認
- 【拡充】**
 - 都道府県と一体的に対応する
国の審査・現地調査を拡大
(対象を4ha→2haに引下げ、
国も同行)
- 【新設】**
 - **作物の生育期間中に
現地調査することをルール化**
- 【新設】**
 - 栽培実績や衛星データ等から
国も不適切案件を捕捉

勧告（FITも一時停止） 命令

国が取締の後ろ盾に

- 【新設】**
 - **勧告・命令の判断基準を
国で明確化**
(既設事業者含め確実な営農を促進)
- 【新設】**
 - **国が捕捉した
勧告・命令相当の事案を
許可権者等（都道府県・市
町村・農業委員会）へ通知**

許可取消・撤去（FITも取消） 再許可

国が取締の後ろ盾に

- 【新設】**
 - 勧告後に**改善がない場合は
再許可しないとの判断基準
を国で明確化**
- 【新設】**
 - **撤去費用のチェックの強化等のため、
再許可の期間を短縮すること
を国で明確化**

【従来の対応】

- 年1回の書面による確認
- 現地調査
(4ha超は国も同行)

- 勧告・命令の明確な基準はなく、
許可権者による個別判断。

- 指導・勧告が行われているもので
も、書類上、改善が見られる計画で
申請があった場合は再許可。

課題と対応（屋根設置太陽光・地上設置太陽光）

R8.6.3

第1回再エネ主力電源化
小委事務局資料より抜粋

<地上設置太陽光>

- **促進区域**：**再生可能エネルギー促進区域の設定**の進捗状況、及び設定を推進するにあたり今後どのように取組を進めていくか。【関係省庁の取組】
- **営農型太陽光等**：**営農が見込まれない荒廃農地への再エネ導入**の進捗状況、及び今後どのように導入を拡大していくのか。また、**営農型太陽光発電**について、**農業との両立が図られる「望ましい営農型太陽光発電」の検討状況**。【関係省庁の取組】
- **インフラ空間等**：**空港、道路、鉄道、港湾等のインフラ空間等への太陽光の導入**の進捗状況、及び今後どのように導入を拡大していくのか。【関係省庁の取組】

<共通>

- **地域共生型**：**事業用太陽光発電（地上設置）**については、最新のコストデータの動向や入札状況等を踏まえ、**2027年度以降、FIT/FIP 制度における支援の対象外**とすることとされた。一方で、**再エネ導入拡大の観点から、屋根設置等の地域との共生が図られた形での太陽光発電の導入を促進していくことが重要**。今後こうした事業に支援を重点化していくことを念頭に、**地域共生が図られた形で導入が期待される太陽光発電の類型等**について、詳細の検討を行っていく。



- 農水省では、望ましい営農型太陽光発電について、関係省令等の改正を進めているところ。
- 制度改正を早急に行い、不適切な取組への厳格な対応を進め、適正化を図ることが必要。

(参考) 農山漁村における地産地消型再エネ活用事例

- 再エネ設備に蓄電システム等を組み合わせて整備し、再エネ電気や熱を農業用ハウスなどの農林漁業関連施設で活用するほか、非常時の電源として利用する先進的な取組（マイクログリッド等）が一部地域で開始されている。
- 再エネ電気を農林水産業に活用することにより、農林水産業のゼロエミッション化を通じて地域脱炭素に貢献するとともに、災害時の電力供給、地域コミュニティの維持など地域の課題解決にも貢献することが可能。

① ビオぐるファクトリーHANDA (愛知県半田市)

バイオガス発電（電気、発熱、排ガス利用） 太陽光発電

- ◆ 令和元～3年度に、主に畜産廃棄物や食品廃棄物を原料としたバイオガス発電設備を整備。
- ◆ バイオガス発電過程で発生する排熱、排ガス（CO₂）は、隣接する植物工場「バイオフィーム HANDA」においてミニトマト栽培に活用。
- ◆ また、令和3～5年度に、メタン発酵後の副産物（バイオ液肥）を周辺農地で有効利用するための実証を、生産者と連携して実施。
- ◆ 令和5年度に、災害時の電力供給として太陽光発電・蓄電システム、充電スタンドを整備。

【施設概要】

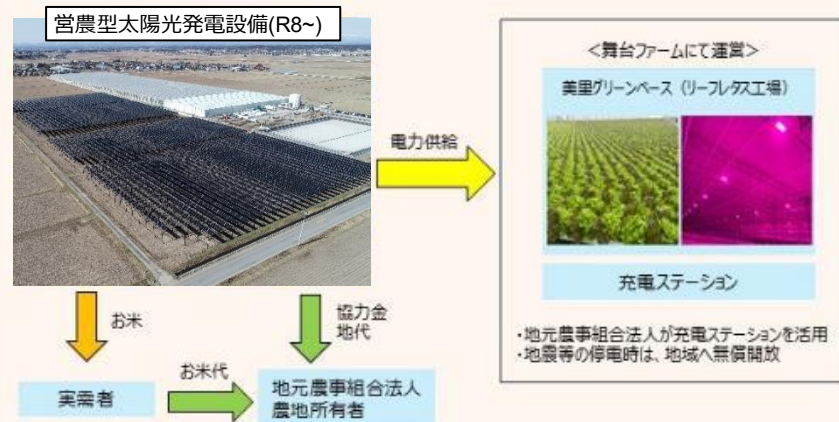
- 名称：ビオぐるファクトリーHANDA
- 事業主体：株式会社ビオクラシックス半田
- 総事業費：約36億円
- 稼働開始：令和3年10月
- 発電能力：800kW（200kW×4台）
- 発電量：6,460MWh/年
- 電気利用：自己利用及びFIT売電
- 処理量：畜産廃棄物、食品廃棄物等100t/日（周辺畜産農家及び食品事業者等から受入）
- 副産物：[熱] 17,722GJ/年
[CO₂] 22,630Nm³/年



② (株) 舞台ファーム (宮城県美里町)

営農型太陽光発電

- ◆ 令和3年、美里町に太陽光とLEDを併用した大型レタス栽培施設（美里グリーンベース）を開設。東北・関東・中部地方に出荷。
- ◆ 隣接する水田に営農型太陽光発電設備を設置し、施設での使用電力の約78%を賄うことをはじめ、地域の農業のカーボンニュートラル推進に向けて、営農型太陽光発電を活用（令和8年3月稼働開始）。
- ◆ 同社は農業の課題解決策として今後取組の全国展開を構想。



農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり

令和8年度予算概算決定額 574百万円（前年度 612百万円）の内数

<対策のポイント>

- 農山漁村地域に賦存する資源・再生可能エネルギーの地域循環を進めることで、環境と調和のとれた持続可能な農林漁業を実現するとともに、地域の災害へのレジリエンスの強化、資金の地域外流失防止を図り、魅力ある農山漁村づくりを推進します。
- 地域の資源・再生可能エネルギーを地域の農林漁業で循環利用する包括的な計画を策定した市町村（農林漁業循環経済先導地域）において、農林漁業を核とした循環経済構築の取組を支援します。

<事業の内容>

- ### 1. 農林漁業循環経済先導地域づくりの推進
- 農林漁業循環経済先導地域づくりを推進する市町村等に対し、以下の取組を支援します。
- ① 農林漁業者、地方公共団体等の関係者による計画策定・体制整備
 - ② 課題解決に向けた調査・検討、地域人材の育成、栽培実証等
 - ③ 再エネ設備を効率的に運用するために必要な施設、附帯設備等（自営線、蓄電池、エネルギーマネジメントシステム（VEMS）等）、営農型太陽光発電設備の導入
- ※みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、地域循環型エネルギーシステム構築により支援

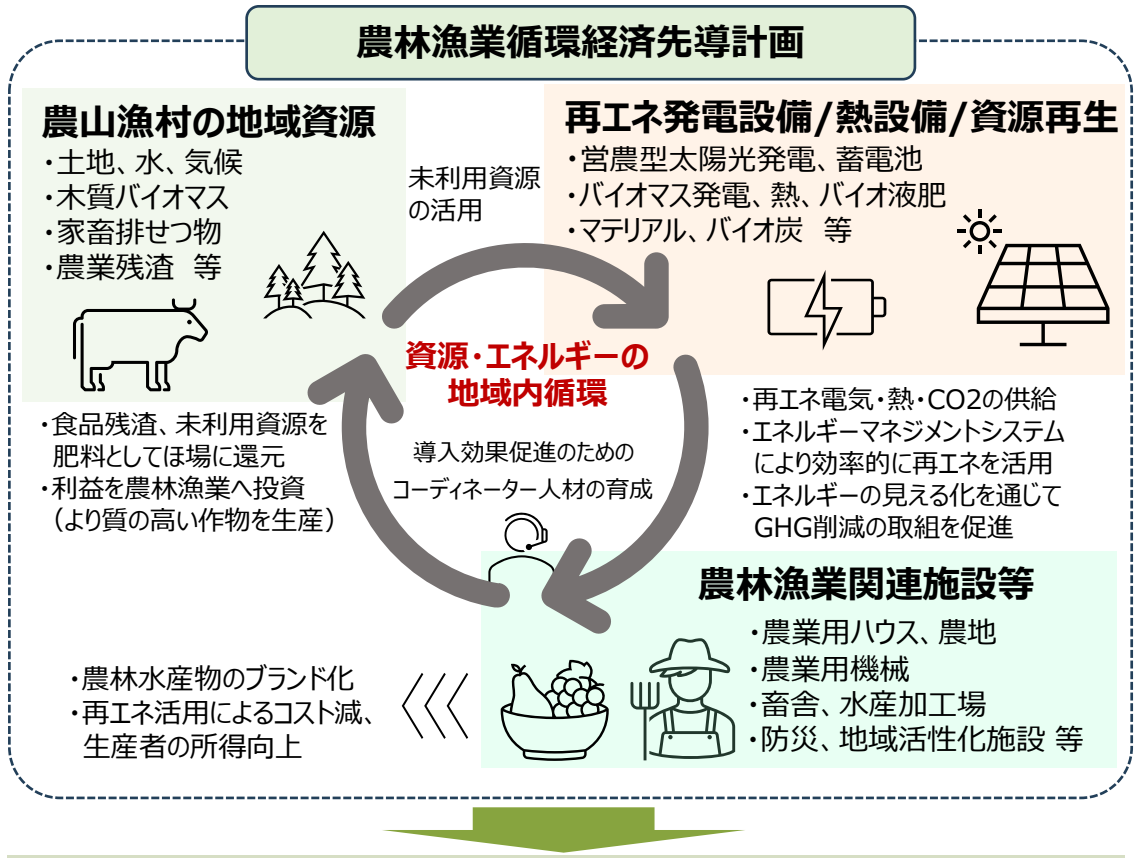
- ### 2. 農林漁業循環経済先導地域づくりに向けた施設整備等（関連予算）
- 農林漁業循環経済先導計画に基づき行う施設の整備等を各種支援事業の優遇措置等により支援します。

地域内の資源やエネルギーの循環利用に資する施設整備への支援

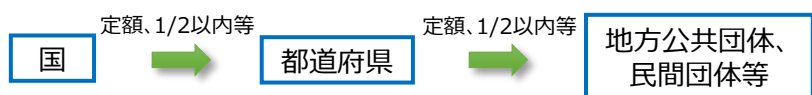
[支援事業] 優先枠優遇措置

- みどりの食料システム戦略推進交付金
 - ・地域循環型エネルギーシステム構築
 - ・バイオマスの地産地消
- ・みどりの事業活動を支える体制整備 等
- 国内肥料資源利用拡大対策事業（一部）
- 農山漁村振興交付金（一部）
- 森林集約・循環成長対策（木質バイオマス・特用林産関係）
- 水産業競争力強化緊急事業（一部）
- 浜の活力再生・成長促進交付金（一部）

<事業イメージ>



<事業の流れ>



支援事業の流れは事業ごとに異なります。

環境と調和のとれた持続可能な農林漁業の実現、地域の災害へのレジリエンスの強化、資金の地域外流出防止による魅力ある農山漁村づくり

<対策のポイント>

地域資源を活用した**再生可能エネルギーの導入促進**に向けて、**専門家による相談対応**や**発電事業継続のためのアドバイス**、**国産バイオマスのフル活用**、**脱炭素化を目指す地域への情報展開**、**情報発信ツールの整備**等の農林漁業の脱炭素化やイノベーションの推進に向けた民間団体等による取組を支援します。

<事業目標>

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入 [令和12年]
- バイオマスの利用率（80%） [令和12年]

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 専門家によるワンストップ対応型および普及支援型

農山漁村地域への再生可能エネルギーの導入・普及に向け、**農林漁業者や市町村等からの相談への対応**とともに、セミナー等の情報発信により再エネ法の活用等による地域との共生や地産地消に向けた取組を支援します。

1. 専門家によるワンストップ対応型および普及支援型



2. 地域内未利用バイオマス資源の活用展開調査型

バイオマスのフル活用に向けて、発電以外のバイオマスのエネルギー利用の**検証**等の取組を支援します。

2. 地域内未利用バイオマス資源の活用展開調査型



3. 先進事例の情報普及型

脱炭素化の実現を目指す地域へ**情報を横展開**していくため、バイオマス産業都市等における**バイオマス利活用構想の先進事例**等の**調査・検証**、**情報発信ツールの整備**や**バイオマスの活用に関する人材育成**等の取組を支援します。

3. 先進事例の情報普及型



<事業の流れ>



<対策のポイント>

地域の関係者が集まった協議会等が行う、地域の再生可能エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための**再生可能エネルギー利用のモデル的取組及び資源作物（ソルガム、ヤナギ等）や未利用資源（稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等）のエネルギー利用に向けた実証**を支援します。

<事業目標>

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入〔令和12年〕
- バイオマスの利用率（80%）〔令和12年〕

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 営農型太陽光発電のモデル的取組支援

1. 営農型太陽光発電のモデル的取組支援

地域ぐるみの話し合いによって、適切な営農と発電を両立する営農型太陽光発電のモデルを策定し、導入実証を行う取組を支援します。



地域で最適な作物、設備設計、電力供給等について検討し、モデルを策定



策定したモデルに基づいて、地域に最適な営農型太陽光発電設備を導入

2. 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援

2. 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援

農林漁業関連施設等への次世代型太陽電池（ペロブスカイト）と蓄電池の導入実証を支援します。



ペロブスカイトのイメージ
（積水化学提供）

既存のシリコン系太陽光パネルの導入が難しい農林漁業関連施設等に、次世代型太陽電池を導入



導入手法、導入効果、課題（経済性、安全性、耐久性等）等の検証を行い、検証結果をとりまとめ

3. 未利用資源等のエネルギー利用促進への実証支援

3. 未利用資源等のエネルギー利用促進への実証支援

① バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証

① バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証

国産バイオマスの一層の活用に向け、荒廃農地等を活用した資源作物由来のバイオ燃料等製造に係る検討、栽培実証、既存ボイラーにおける燃焼実証を支援します。

検討会開催 荒廃農地等を活用した栽培実証 栽培体系の分析



ソルガム

ヤナギ

② 未利用資源の混合利用促進

② 未利用資源の混合利用促進

木質バイオマス施設等における未利用資源の混合利用を促進するため、既存ボイラー形式等の仕様・運用実態等の調査や炉への影響や混合利用による効果の検証等を支援します。



+

木質チップ

地域で課題となっている未利用資源

既存施設の燃料材

混合利用

エネルギー化



木質バイオマス発電所等

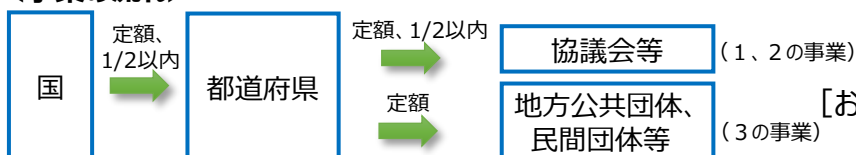
- ① 資源作物の燃焼実証
- ② 未利用資源の混焼実証

※以下の場合に優先的に採択します。

- ・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合
- ・農林漁業循環経済先導計画に基づく取組を行う場合

等

<事業の流れ>



資源作物や未利用資源の利活用による再生可能エネルギーの導入推進

【お問い合わせ先】（1、2の事業）大臣官房環境バイオマス政策課（03-6744-1508）

（3の事業）大臣官房環境バイオマス政策課（03-6738-6479） 23

農林水産分野でのゼロエミッション達成に向けた取組

温室効果ガス削減に向けた 技術革新

ゼロエミッション

- 高機能合成樹脂のバイオマス化を拡大
- CO₂吸収能の高いスーパー植物の安定生産
- メタン抑制ウシの活用
- 特殊冷凍・包装技術による食品ロス削減
- 消費者嗜好の分析等による食品ロスの削減

取組・技術

- 農山漁村に適した地産地消型エネルギーシステムの構築
- 高層木造建築物の拡大
- 農林業機械・漁船の電化・水素化等

- 農山漁村に適した地産地消型エネルギーシステムの構築
- 高層木造建築物の拡大
- 農林業機械・漁船の電化・水素化等

取組・技術

- 低メタンイネ品種の開発
- バイオ炭による炭素貯留の拡大
- 海藻類によるCO₂固定化(ブルーカーボン)

- 低メタンイネ品種の開発
- バイオ炭による炭素貯留の拡大
- 海藻類によるCO₂固定化(ブルーカーボン)

- 低メタンイネ品種の開発
- バイオ炭による炭素貯留の拡大
- 海藻類によるCO₂固定化(ブルーカーボン)

取組・技術

- 水田の水管理によるメタン削減

- 水田の水管理によるメタン削減

- 水田の水管理によるメタン削減

- 省エネ型施設園芸設備の導入

- 省エネ型施設園芸設備の導入

- 省エネ型施設園芸設備の導入

- 間伐等の適切な森林管理

- 間伐等の適切な森林管理

- 間伐等の適切な森林管理

取組・技術

- 水田の水管理によるメタン削減
- 省エネ型施設園芸設備の導入
- 間伐等の適切な森林管理

2020年

2030年

2040年

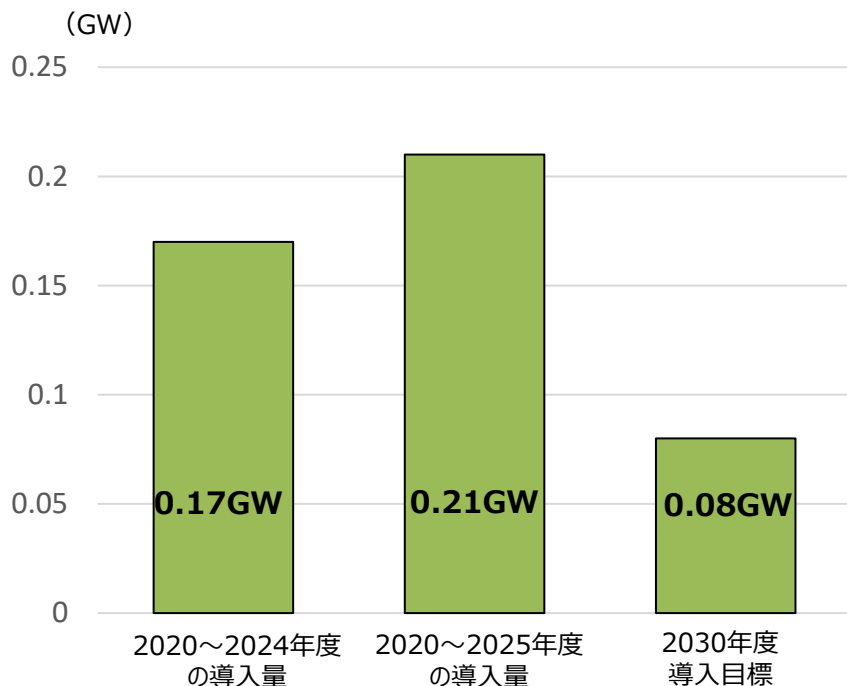
2050年

※ 農林水産業における化石燃料起源のCO₂ゼロエミッション化の実現(KPI)とともに、農畜産業からのメタン・N₂O排出削減、農地・森林・木材・海洋における炭素の長期・大量貯蔵等による吸収源対策を推進。

【施策】 国産木質バイオマス利活用の拡大やバイオマス燃料の持続可能性確保（0.08GW）

【省庁】 経済産業省・農林水産省

【導入状況】



※上記の「2020~2024年度の導入量」及び「2020~2025年度の導入量」には、2019年度末時点でFIT認定済の事業を含む。

※国産木質バイオマス（燃料材）の生産量実績に訂正があったため、第73回及び第74回小委員会で示した2020~2024年度の導入量を0.18GW→0.17GWに修正。

【導入量の把握方法】

- 国産木質バイオマス（燃料材）の2019年生産量実績（693万 m^3 ）から、2024年生産量実績（1,227万 m^3 ）までの増加量は、535万 m^3 。
- この増加量について、エネルギーミックスが想定する木材量当たりの発電容量（木材10万 m^3 あたり4,000kW）で換算して算定。

【ミックス策定から現在までの取組内容】

【経済産業省・農林水産省】

- 新たな森林・林業基本計画（2026年6月閣議決定）に基づき、**森林資源の保続が担保された形での国産木質バイオマスの利用**を促進。
- 2021年度から「**木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システム構築支援事業**」を実施し、林野庁とも連携し、**建材用途と競合しない木質バイオマスの植林・伐採等**を実証。
- バイオマス持続可能性WGにおいて、**バイオマス燃料の持続可能性確保**について議論を進め、**ライフサイクルGHG排出量基準の策定等**を行い、2023年度から制度運用を開始。
- 2026年4月に「**発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン**」を改正。由来証明のために添付を要する書類を整理。

【更なる導入拡大に向けた課題と今後の取組】

【課題①】国産木質バイオマス燃料の安定供給

- 木質バイオマス発電所の安定的な稼働に資するため、**林地残材の効率的な収集・運搬システムの構築**を推進。

【課題②】国産木質バイオマス燃料のポテンシャル拡大

- **木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システム構築支援事業の事業成果の普及**により、燃料材の資源量増加を目指す。

【課題③】バイオマス燃料のライフサイクルGHGを含めた持続可能性の確保

- **ライフサイクルGHG排出量基準の適用や自主的取組の促進等**による持続可能性確保の推進。

国産の未利用木質資源の有効活用の推進について

- 木質バイオマスのうち、**製材工場等残材と建設発生木材は、製紙原料などとしてほぼ利用済み。**
- そのような中、**燃料材の需要が近年着実に増加し、既存需要との競合等が生じている。**
(燃料材利用量：7百万m³(H30)→11百万m³(R5))
- 木質バイオマスのエネルギー利用を進めるには、**林地残材の一層の活用が不可欠**
(林地残材の利用率：26%(H30)→40%(R5))。
- 林地残材の有効活用事例を公表するなど、取組を促進。**

林地残材等の有効活用

- 林地残材等の有効活用に向けた事例集を公表。



- 林地残材の活用率は着実に向上。

	H26	H28	H30	R2	R4	R5
活用率	9%	19%	26%	35%	38%	40%

※各種統計資料等に基づき算出（一部項目に推計値を含む）

効率的な林地残材の収集

- 林地残材の集荷の工夫。
⇒林地残材の搬出コストの低減を実現。



残材集荷の工夫
(切り口を揃え、根本まで集材)



架線により、枝葉ごと集材

- 移動式破碎チップパーを活用し、中間土場で末木枝条からチップを生産。

⇒チップ生産量が増加し、安定供給に寄与。



中間土場、造材後の末木枝条



末木枝条の破碎チップの生産

林地残材の安定的・効率的な供給により、木質バイオマス発電所の安定的な稼働に寄与。

森林資源のエネルギー利用の意義

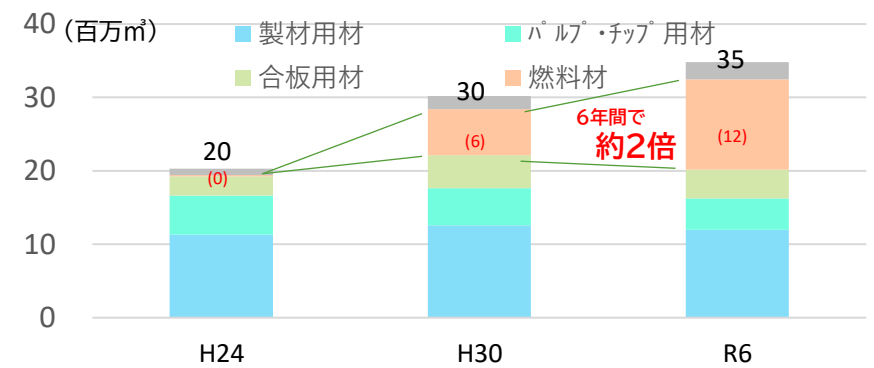
- ◆ 人工林資源が充実する中、森林資源の循環利用のサイクルを通じて、森林の有する多面的機能の持続的な発揮につなげることが重要。2050年ネット・ゼロにも貢献。
- ◆ 国産材供給量の約3割は燃料材(木質バイオマス発電向け等のエネルギー利用)。
- ◆ 木質バイオマスのエネルギー利用は、用途による価格の違いを踏まえ、未利用材の活用やカスケード利用を基本。



中長期的な森林吸収量の確保 + 排出削減寄与
2050年ネット・ゼロに貢献

◇ 国産材供給量(燃料材等)の推移

資料: 林野庁「木材需給表」
()書きは燃料材の内数



◇ 木材のカスケード利用(注)



木質バイオマスのエネルギー利用は、我が国の森林整備・林業活性化、地域の経済・雇用等に資する。

燃料材供給に向けた林業・木材産業施策

- ◆ 燃料材の需要が急増。森林資源の保続を担保した形で木質バイオマスを利用。燃料材の安定供給を目指す。
- ◆ 新たな基本計画に基づき、林業の生産性向上、原木の安定供給、林地残材の有効活用等を推進。
- ◆ 木質バイオマス発電の自立化に向けて、燃料材を効率的に供給する観点からも取組を推進する必要。

主な林業・木材産業施策

1. 林業の生産性向上・原木の安定供給

高性能林業機械の導入
(木材生産コストの低減)



タワーヤード・スイングヤード

路網整備の推進
(木材輸送の効率化)



セミトレーラによる運材

再造林の推進
(造林コストの低減)



伐採・造林の一貫作業

原木の安定供給体制構築
(木材の生産流通の効率化)



岡山県真庭市「真庭バイオマス集積基地」

2. 木質バイオマスのエネルギー利用

林地残材の有効活用

早生樹の育林等の実証

熱利用・熱電併給の地域内利用



移動式破碎チッパー



ユーカリの植林・観測等



北海道津別市「地域内エコシステム」の取組(未利用材買取→センター→公共施設の暖房)